

上田市農林漁業体験実習館 岩露天風呂漏水改修工事 特記仕様書																																						
I 工事概要																																						
1. 工事場所 上田市上室賀																																						
2. 敷地面積(m ²) 1,369.00m ²																																						
3. 改修対象建物																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物別</th> <th>種別</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>梁間(m)</th> <th>桁行(m)</th> <th>建築面積(m²)</th> <th>延面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上田市農林漁業体験実習館</td> <td>改修</td> <td>木造</td> <td>平屋建て</td> <td></td> <td></td> <td>2,142</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m ²)	延面積(m ²)	上田市農林漁業体験実習館	改修	木造	平屋建て			2,142																	
建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(m ²)	延面積(m ²)																															
上田市農林漁業体験実習館	改修	木造	平屋建て			2,142																																
II 建築改修工事仕様																																						
1. 共通仕様																																						
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「改修仕様」という。)による。 また、改修仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「改修仕様」という。)、及び「建物解体工事共通仕様書・同解説(最新版)」(以下、「解体共仕」という。) (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。																																						
2. 特記仕様																																						
(1) 项目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の()内表示記号は、改修仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の()内表示記号は、仕様の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) 特記事項に記載の()内表示記号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。																																						
項目 特記事項																																						
① 適用基準等	<p>※ 建築工事標準詳細図 ・ 敷地調査共通仕様書 ※ 地表面粗度区分 (・ I ・ II ○ III ・ IV) ※ 精度区分 建築示第1455号 別表(27) 建築非構造部材の耐震及び耐震設計 耐風圧性能 (建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法) 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3)倍の風圧力に対応した工法 外壁・屋根等の非構造部材の耐震設計 検討に用いる層間変形角 (※1/100 (S造) 1/200 (RC造、SRC造)) 設計用水平震度 (※1.0) 設計用鉛直震度 (※0.5)</p>																																					
② 工事実績情報の登録	※ 適用する ○ 適用しない [1.1.4]																																					
③ 品質計画	建築基準法に基づく風圧区分を必要とする場合は次による ※ 風速 (V ₀ 30) ※ 地表面粗度区分 (・ I ・ II ○ III ・ IV) ※ 精度区分 建築示第1455号 別表(27) 建築非構造部材の耐震及び耐震設計 耐風圧性能 (建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法) 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3)倍の風圧力に対応した工法 外壁・屋根等の非構造部材の耐震設計 検討に用いる層間変形角 (※1/100 (S造) 1/200 (RC造、SRC造)) 設計用水平震度 (※1.0) 設計用鉛直震度 (※0.5)																																					
④ 電気保安技術者	※ 適用する ○ 適用しない [1.3.3]																																					
⑤ 施工条件明示項目	施工順序、工事車両の駐車場所、資機材の保管場所、その他 ※ 現場説明書による 図示																																					
⑥ 発生材の処理等	※ 建築工事による 構外搬出適正処理 現場説明書による [1.3.12] また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。																																					
⑦ 環境への配慮	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(6)を満たすものとする。 (1) 合板、木質フローリング、構造用パネル、集成材、単板積材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コア樹脂板、仕上げ塗装及び壁纸はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保溫材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散せしないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散せしないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散せないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散せないか、放散が極めて少ないものとする。 (6) 建築材料等は、クロルリソースを成分として含有せざるものと、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものとし、原則として☆☆☆のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。																																					
■ 規制対象外	<p>① JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散せない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散せない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散せない塗料等使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散せない塗料等使用</p> <p>■ 第三種 ① JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのFo規格品</p> <p>■ 特別な材料の工法 改修仕様及び、仕様に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p>																																					
⑨ 石綿含有建材の事前調査	調査範囲 ※ 図示 既存の設計図書 (・ 有り 無り) 石綿含有建材の調査報告書 (・ 有り 無り) 分析調査 ※ 10章解体工事による																																					
⑩ 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※ 図示 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ※ 図示 [1.6.2] [1.6.3]																																					
⑪ 建築材料等	<p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所の品質及び性能と同等以上のものを使用す<u>れど</u> (1.4.2) ただし、製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。なお、JIS及びJASの表示のない材料及び製造業者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 品質及び性能に関する試験データが整備されていること 生産履歴及び品質の管理が確実に行われていること 安定した供給が可能であること 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること 製造者は施工の実績があり、その信頼度があること 販売、保守等の営業体制が確立されていること <p>これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。</p> <p>なお、(一社)公共建築協会で発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」に指定された材料については上記(1)～(6)に該当するものとする。</p> <p>また、備考欄に商品名に記載された材料については、当該商品同様の性能を有するものとし、監督職員の承諾を受けた材料とする。</p>																																					
⑫ 技能士	<p>◎適用する(一般技能士を採用している現場である旨の表示すること。) ●適用しない ○以下の表による他監督員の指示による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設工事</td> <td>・ とび作業</td> </tr> <tr> <td>防水改修工事</td> <td>・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塗ビニール系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>外壁改修工事</td> <td>・ 左右作業 ・ タイル張り作業 ・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>建具改修工事</td> <td>・ 木製建具(手・機械)加工作業 ・ ピル用サッシ施工作業 ・ ガラス取扱作業 ・ 自動ドア施工作業</td> </tr> <tr> <td>内装改修工事</td> <td>・ ブラックチッカ床仕上げ工事作業 ・ 木質床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 壁面作業 ・ 大工工具作業 ・ 塗装改修工事</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事</td> <td>・ 鉄筋組立作業 ・ コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック・ALCAヘル工事</td> <td>・ コンクリートブロック工事作業 ・ エポキシシーバヘル工事作業</td> </tr> <tr> <td>石工事</td> <td>・ 石造り作業</td> </tr> <tr> <td>植栽工事</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・ 曼画作 ・ 家具(手・機械)加工作業 ・ 樹脂接着剤注入工事作業 ・ カーテン工事作業</td> </tr> </tbody> </table>						技能検定作業		仮設工事	・ とび作業	防水改修工事	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塗ビニール系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業	外壁改修工事	・ 左右作業 ・ タイル張り作業 ・ 建築塗装作業	建具改修工事	・ 木製建具(手・機械)加工作業 ・ ピル用サッシ施工作業 ・ ガラス取扱作業 ・ 自動ドア施工作業	内装改修工事	・ ブラックチッカ床仕上げ工事作業 ・ 木質床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 壁面作業 ・ 大工工具作業 ・ 塗装改修工事	耐震改修工事	・ 鉄筋組立作業 ・ コンクリート圧送工事作業	コンクリートブロック・ALCAヘル工事	・ コンクリートブロック工事作業 ・ エポキシシーバヘル工事作業	石工事	・ 石造り作業	植栽工事	・ 造園工事作業	その他	・ 曼画作 ・ 家具(手・機械)加工作業 ・ 樹脂接着剤注入工事作業 ・ カーテン工事作業										
技能検定作業																																						
仮設工事	・ とび作業																																					
防水改修工事	・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塗ビニール系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業																																					
外壁改修工事	・ 左右作業 ・ タイル張り作業 ・ 建築塗装作業																																					
建具改修工事	・ 木製建具(手・機械)加工作業 ・ ピル用サッシ施工作業 ・ ガラス取扱作業 ・ 自動ドア施工作業																																					
内装改修工事	・ ブラックチッカ床仕上げ工事作業 ・ 木質床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 壁面作業 ・ 大工工具作業 ・ 塗装改修工事																																					
耐震改修工事	・ 鉄筋組立作業 ・ コンクリート圧送工事作業																																					
コンクリートブロック・ALCAヘル工事	・ コンクリートブロック工事作業 ・ エポキシシーバヘル工事作業																																					
石工事	・ 石造り作業																																					
植栽工事	・ 造園工事作業																																					
その他	・ 曼画作 ・ 家具(手・機械)加工作業 ・ 樹脂接着剤注入工事作業 ・ カーテン工事作業																																					
⑬ 施工の検査等	・ 見本施工の実施 () [1.1.5]																																					
⑭ 化学物質の濃度測定	測定方法 ※ パッセ法(拡散法) アクティブ法(吸引法) [1.7.9] 検査機関 ※ 環境計量証明事務の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質 ※ ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン ※ パラジクロロベンゼン スチレン 測定個所(室) 計 個所																																					
⑮ 技術検査	技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階 [1.8.2] ・ 請負金額5000万円以上の中間検査 ・ 部分使用の中間検査 ・ 不可視部分の中間検査																																					
⑯ 完成図等	<p>※ 作成する [1.9.1~1.9.3]</p> <p>※ 完成図 (※ 設計図書で示したもの全て 改修仕様表1.8.1による 監督員の指示による) 作成方法 ※ 製本 (※ 見開きA3縮小版 2~3部 (黒表紙金文字製本) ○ 監督員の指示による) ※ CADデータ (※ CD-R (1部)) ※ 保全に関する資料(1部)</p>																																					
⑰ 完成写真	下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。 分類・規格 撮影箇所 数 部数 写真のサイズ(mm) ・ カラー(写真)(製本) 外部() 内部() ※ 1 ※ キヤビネ版 サービス版 ・ パネル(木枠) 外部() 内部() ※ 1 240×360以上 ※ 電子データ 外部() 内部() ※ 2 ※ 428万画素以上 800万画素以上 ※ 350dpi以上 電子データは、フィルムスキャナのうえRGB各8ビット(フルカラー)、JPEG形式最高画質(100%画質)とし、CD-Rにて提出とする。 撮影業者 ※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者																																					
⑱ 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。																																					
⑲ 設計GL	※ 図示 設計GL=現状GL 監督員の指示による																																					
2. 1. 足場その他	<p>足場を設ける場合、2.2.1(2)によるほか、設置においては、「手すり先行方法による [2.2.1] 足場の組立て等に関する基準」における(2)の「手すり据置方式」、又は(3)「手すり先行専用足場方式」により行うこと。 内部足場 ※ 脚立、足場板等 ローリング足場 外部足場 設置する(設置範囲 ※ 図示) 設置しない 脚立による 防護シート等の垂直養生 材料、撤去方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>A種</th> <th>B種</th> <th>C種</th> <th>D種</th> <th>E種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C種:利用可能なエレベーター</td> <td>・ 図示</td> <td>・ 現場説明書による</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D種:利用可能な階段</td> <td>・ 図示</td> <td>・ 現場説明書による</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[表 2.2.1]</p>						種別	A種	B種	C種	D種	E種	C種:利用可能なエレベーター	・ 図示	・ 現場説明書による				D種:利用可能な階段	・ 図示	・ 現場説明書による																	
種別	A種	B種	C種	D種	E種																																	
C種:利用可能なエレベーター	・ 図示	・ 現場説明書による																																				
D種:利用可能な階段	・ 図示	・ 現場説明書による																																				
仮設工事	<p>既存部分の養生</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">養生方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存部分</td> <td>※ ビニルシート、合板等</td> </tr> <tr> <td>既存家具、設備等</td> <td>※ ビニルシート等(監督職員の承諾)</td> </tr> <tr> <td>既存ブランド、カーテン等の処置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 生養 (・ ビニルシート等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 施工中取外し保管、工事後復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保管場所 (・ 図示)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定備品、机、ロッカー等の移動</td> <td>・ 図示</td> </tr> </tbody> </table>						養生方法		既存部分	※ ビニルシート、合板等	既存家具、設備等	※ ビニルシート等(監督職員の承諾)	既存ブランド、カーテン等の処置		・ 生養 (・ ビニルシート等)		・ 施工中取外し保管、工事後復旧		保管場所 (・ 図示)		固定備品、机、ロッカー等の移動	・ 図示																
養生方法																																						
既存部分	※ ビニルシート、合板等																																					
既存家具、設備等	※ ビニルシート等(監督職員の承諾)																																					
既存ブランド、カーテン等の処置																																						
・ 生養 (・ ビニルシート等)																																						
・ 施工中取外し保管、工事後復旧																																						
保管場所 (・ 図示)																																						
固定備品、机、ロッカー等の移動	・ 図示																																					
⑩ 積音・粉塵等の対策	<p>騒音・粉塵等の対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">騒音シート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置範囲及び高さ</td> <td>※ 図示</td> </tr> </tbody> </table>						騒音シート		設置範囲及び高さ	※ 図示																												
騒音シート																																						
設置範囲及び高さ	※ 図示																																					
⑪ 仮設専門切	<p>仮設専門切及び仮設設置の設置箇所 図示 [2.3.2]</p> <p>仮設専門切の種別と材質等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>仕上げ(厚さ:mm)</th> <th>塗装</th> <th>充填材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A種</td> <td>木</td> <td>セッコウボード (※ 9.5 図示)</td> <td>・ 無し</td> <td>※有り</td> </tr> <tr> <td>B種</td> <td>軽量鉄骨</td> <td>合板 (※ 9.0 図示)</td> <td>・ 片面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C種</td> <td>単管</td> <td>防音シート</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>充填材: ※ クラスワール32k (厚:50mm以上) ※ 充填材: 木板</p>						種別	下地	仕上げ(厚さ:mm)	塗装	充填材	A種	木	セッコウボード (※ 9.5 図示)	・ 無し	※有り	B種	軽量鉄骨	合板 (※ 9.0 図示)	・ 片面		C種	単管	防音シート														
種別	下地	仕上げ(厚さ:mm)	塗装	充填材																																		
A種	木	セッコウボード (※ 9.5 図示)	・ 無し	※有り																																		
B種	軽量鉄骨	合板 (※ 9.0 図示)	・ 片面																																			
C種	単管	防音シート																																				
5. 監督員事務所	<p>※ 設定しない 設ける 模式 10m程度 20m程度 () m程度 [2.4.1]</p>																																					
3. 防水改修工事	<p>① 一般事項</p> <p>降雨等に対する養生方法(とい共) ※ 改修仕様3.1.3(5) (7)～(9)による。</p> <p>② 既存防水層の処理</p> <p>既存保護層の撤去 行う(範囲 図示) ○ 行わない [3.2.3, 4]</p> <p>既存防水層の撤去 行う(範囲 図示) ○ 行わない [3.2.3, 4]</p> <p>露出防水層表面の仕上げ塗装除去 行う (M4AS M4ASI M4C M4DI L4X) ○ 行わない</p> <p>ルーフドレン回りの処理</p> <p>改修用ドレン (POA工法、POAII工法、POD工法、PODI工法、POI工法及びPOX工法の場合)</p> <p>・ 設ける ○ 設けない</p> <p>既存防水層の下地補修</p> <p>補修箇所の形状、長さ、数量等 ※ 図示</p> <p>既存保護層の補修及び処置 (POA工法及びPOI工法(機械式固定方法)の場合)</p> <p>既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした上り部等の補修及び処置</p> <p>※ 改修仕様 3.2.6(4) (7) (g) ①～③による</p> <p>架台取り等の処置</p> <p>設備機器架台、配管受部、バラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部</p> <p>※ 監督職員との協議による 図示</p>																																					
⑤ 塗膜防水	<p>工法 種別 施工箇所 仕上塗料の種類と使用量 高日射反射率 防水の適用 保護層 備考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>仕上塗料の種類と使用量</th> <th>高日射反射率</th> <th>防水の適用</th> <th>保護層</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>POX</td> <td>・ X-1 ○ X-2 ・ X-1H ・ X-2H</td> <td>図示</td> <td>※ 製造所の仕様による</td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PY</td> <td>・ Y-1 ※ Y-2</td> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PY</td> <td>・ P2Y</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 図示</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>絶縁工法の脱気装置の種類及び設置数量 ※ 主材料製造所の仕様による</p>						工法	種別	施工箇所	仕上塗料の種類と使用量	高日射反射率	防水の適用	保護層	備考	POX	・ X-1 ○ X-2 ・ X-1H ・ X-2H	図示	※ 製造所の仕様による	・				PY	・ Y-1 ※ Y-2			・				PY	・ P2Y				※ 図示		
工法	種別	施工箇所	仕上塗料の種類と使用量	高日射反射率	防水の適用	保護層	備考																															
POX	・ X-1 ○ X-2 ・ X-1H ・ X-2H	図示	※ 製造所の仕様による	・																																		
PY	・ Y-1 ※ Y-2			・																																		
PY	・ P2Y				※ 図示																																	
⑪ その他	<p>① 工事現場の環境改善について</p> <p>工事現場のイメージアップ ・ 仮面い周辺の美化 ・ 地域住民への情報提供 ・ 完成予想図の設置 ・ 情報掲示板の設置 ・ パンフレットの作成 地域住民とのコミュニケーション ・ 現場見学会の開催 住民に対する災害防止関係 ・ 現場出入口周辺への説教員の配備</p> <p>② 不具合の確認</p> <p>工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月(新営に限る)に不具合の確認を行い、その結果を画面で上田市長あてに報告する。 (施設管理者からの聞き取り調査と、調査には必ず監督員の立会いを要する。)</p> <p>③ 産業廃棄物等の取扱い</p> <p>(1) 廃棄物の処理に当たっては、説教員が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)に基づき、適正に行うこと。 (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業者として許可を得ている者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。 (3) シュン工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真等の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。 (4) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス規制型建設機械とすること。 (5) 夜間、早朝等の稼働を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選択に当たっては影響の少ない最短ルートを選択すること。 (6) 清水、汚水、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。 (7) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。</p> <p>④ 環境対策関係</p> <p>⑤ 安全対策関係</p> <p>⑥ 安全対策</p> <p>施工場における労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等を整理すること。 原則として代理人(主任)以外の第三者により、月1回以上店舗による安全ハローロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容等を別書面に記載し、実施状況の写真を撮影すること。 下請業者にY(危険予知)、TB(作業内容の打合せ)活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、同時に、実施状況の写真を撮影すること。 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育、訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、同時に、実施状況の写真を撮影すること。 上記の(2)～(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。</p> <p>施工途中において工</p>																																					



